

# 用途地域（北区上十条2丁目地内）等の都市計画変更

第一種市街地再開発事業により、十条駅周辺市街地の防災性の向上と、区の「にぎわいの拠点」のシンボルにふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため定める十条駅西口地区地区計画の決定に伴い、北区上十条2丁目地内において用途地域等の都市計画を変更しました。今後、建築等の際には、変更した都市計画の内容に適合させる必要があります。

## 用途地域等の都市計画の変更概要 <告示>平成24年10月2日

	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
東京都市計画 用途地域 〔東京都決定〕	北区上十条2丁目地内	近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 300%	商業地域 建ぺい率 80% 容積率 500%	約0.2ha	用途地域及び容積率の変更
	北区上十条2丁目地内	近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 400%	商業地域 建ぺい率 80% 容積率 500%	約0.5ha	用途地域及び容積率の変更
	(理由) 十条駅西口地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。				
東京都市計画 高度地区 〔北区決定〕	北区上十条2丁目地内	第3種高度地区	指定なし	約0.7ha	
(理由) 十条駅西口地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。					
東京都市計画 防火地域及び 準防火地域 〔北区決定〕	北区上十条2丁目地内	準防火地域	防火地域	約0.2ha	
(理由) 十条駅西口地区地区計画の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。					

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

お問い合わせ先

北区まちづくり部都市計画課（第一庁舎3階13番） 電話（3908）9152

※用途地域の都市計画図書の縦覧は、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎21階北側）でも行っています。電話（5388）3225

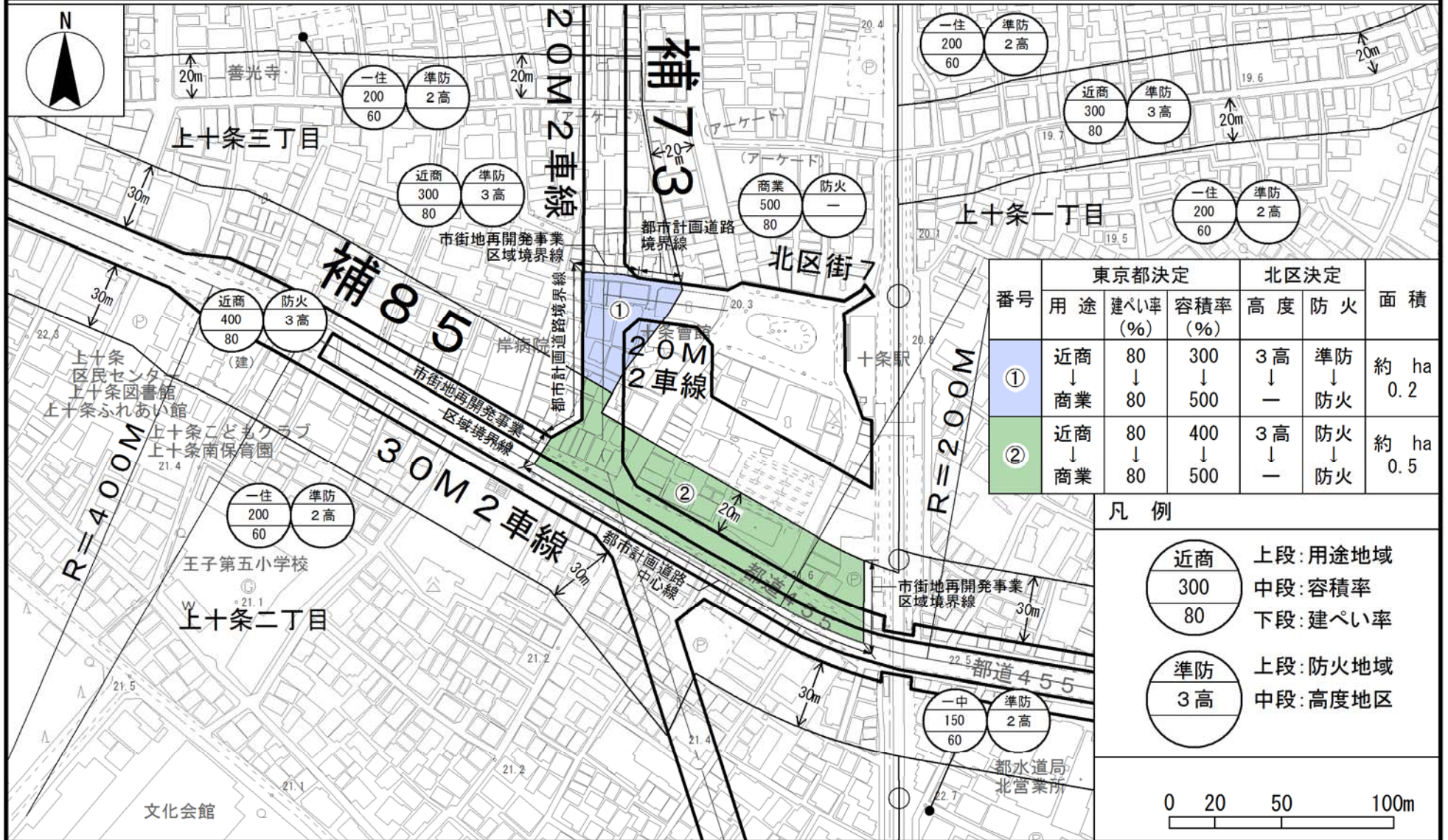
東京都市計画用途地域  
 東京都市計画高度地区  
 東京都市計画防火地域及び準防火地域

計画区  
 計画区  
 計画区

[東京都決定]  
 [北区決定]  
 [北区決定]

[参考]

<告示>平成24年10月2日



この計画図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものです。無断複製を禁ず。（承認番号）23都市基交第544号・平成24年2月1日、23都市基街測第138号・平成24年1月30日（承認番号）MMT利許第020号-5・平成24年2月1日